

平成 30 年度小田原市市民ホール整備推進委員会
管理運営専門分科会 第 2 回会議 議事録

日時：平成 30 年 11 月 15 日（木）

15：00～16：00

場所：小田原市役所 第 3 委員会室

出席者

[委員]

	氏名	分野	所属等
委員	大石 時雄	劇場管理・運営	いわき芸術文化交流館アリオス 館長
委員	梶 奈生子	劇場管理・運営	東京文化会館 事業企画課長
委員	白井 英治	舞台芸術	東邦音楽大学特任教授
委員	関口 秀夫	市民文化活動	小田原市文化連盟 会長

※鈴木委員・外郎委員は所用のため欠席。

[事務局]

所属	役職	氏名
文化部	副部長	石川 幸彦
文化部文化政策課	芸術文化創造係長	湯川 裕司
文化部文化政策課	芸術文化創造係長	鈴木 恵美子
文化部文化政策課	担当監	諸星 正美
文化部文化政策課	芸術文化創造係主査	富士原 直也
文化部文化政策課	芸術文化創造係主査	松井 真理子
文化部文化政策課	芸術文化創造係主任	小山 和英
文化部文化政策課	芸術文化活動専門員	間瀬 勝一

業者名	分野
明豊ファシリティワークス 株式会社	コンストラクションマネジメント業務

[傍聴者] 3名

《開会》

【湯川係長】

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、平成30年度小田原市市民ホール整備推進委員会管理運営専門分科会第2回会議を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます文化政策課芸術文化創造係長の湯川でございます。よろしくお願い申し上げます。はじめに、開会にあたりまして、文化部副部長の石川よりご挨拶申し上げます。

《冒頭あいさつ》

【石川副部長】

文化部副部長の石川でございます。お世話になります。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様にはこれまでも市民ホールの整備をはじめ、小田原市の文化事業の推進にご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

特に、市民ホールの設計にあたりましては、これまでも貴重なご意見をいただきましたが、現在、実施設計をまとめる作業を鋭意進めているところでございまして、来年2月には施工業務を行う第Ⅱ期事業の契約の予定となっております。この後の整備推進委員会で概要についてはご説明をさせていただきます。

私が言うまでもありませんが、ホールがどのような施設、どのような性格を持った施設になるかというのは、管理運営やソフト事業等の内容によるところが大きい訳でございます。これまでも、市では実施設計の作業に合わせまして、管理運営の検討、アウトリーチ事業などをはじめとしたソフト事業を実施してまいりました。

本日の管理運営専門分科会では市民の関心が非常に高いと思われ、ホールの利用料金、減免について皆様からご意見をいただきたいと思っております。

ホールの本体は着々と設計が進んでいる訳でございますが、立派な施設ができて中身が伴わないものを「仏作って魂入れず」と言いますが、この管理運営の検討というのは正に魂を入れていく作業だと思っております。これからもホールの整備に向けて忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、お手元の委員名簿のとおり、今般、新たに外郎藤右衛門さんに整備推進委員として管理運営専門分科会に入っていただくことになりました。皆様ご存知かと思いますが、外郎さんは、小田原で650年続く老舗でございまして、歌舞伎の演目である「外郎売り」にもなっていますし、文化芸能にも造詣が深い方でもございます。また、小田原市観光協会の副会長もされている方でもございますので、これから検討していく上で色々と有意義なご意見をいただけるものと思っております。委員に就任していただきました。本日は欠席されておりますが、ご承知おきください。では、本日はよろしくお願いいたします。

【湯川係長】

次に、本日の資料を確認させていただきます。本日の配布資料につきましては、お手元の配布資料一覧のとおりとなっております。不足がございましたら、お申し出ください。

また、本日、外郎委員のほか、鈴木委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議題に移らせていただきます。これよりの進行は、大石管理運営専門分科会長にお願いいたします。

《議題》

【大石分科会長】

それでは、前回の委員会に引き続きまして、ここからは私が議事を進めさせていただきます。

まず、本日の議題に移る前に、この会議の公開、非公開について、管理運営専門分科会として決定する必要があるので、事務局から説明をお願いします。

【湯川係長】

それでは、資料1「会議の公開について」をご覧ください。会議の公開につきましては、小田原市情報公開条例及び小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、原則公開とすることとなっておりますが、非公開情報を扱う場合などについては、この限りではなく、会議を開催する前に公開の可否を決定することとなっております。

公開の可否につきましては、資料1の中段「小田原市市民ホール整備推進委員会管理運営専門分科会第2回会議の公開について」をご覧ください。本日の会議の議題におきましては、小田原市情報公開条例の第24条の各号に該当しないと考えられることから、原則公開としたいと考えます。

会議の公開、非公開の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

【大石分科会長】

本日の傍聴者の方はいらっしゃいますか。

【湯川係長】

いらっしゃいます。

【大石分科会長】

ただいま事務局から、会議の公開、非公開についての説明がありましたが、何かご意見がございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【大石分科会長】

それでは、会議については、「公開」と決定いたしました。傍聴者の方がお待ちでしたら、事務局の方からご案内をお願いします。

【湯川係長】

傍聴者の方に、ご入室いただきます。

【大石分科会長】

ここからの議事は公開とし、今お入りになった3名の方に傍聴していただきます。それでは、議題（1）第1回会議の概要について、事務局から説明をお願いします。

【湯川係長】

それでは、資料2-1「平成30年度小田原市市民ホール整備推進委員会管理運営専門分科会第1回会議の概要について」をご覧ください。

第1回管理運営専門分科会は、去る8月10日に開催し、大石分科会長ほか4名の委員、市職員の出席、傍聴者1名の参加がございました。

協議の内容といたしましては、4（1）「管理運営専門分科会のスケジュール（平成30年度）について」で、管理運営の検討に係る今年度のスケジュールを確認し、資料2-2のとおり、管理運営専門分科会では施設設置条例の制定に向けた協議を今年度に3回開催し、その検討結果を整備推進委員会へ報告していくこととしました。

（2）「市民ホール管理運営実施計画について」においては、「今後の管理運営の検討は、平成26年に策定した『芸術文化創造センター管理運営実施計画』に示す方針や考え方を基本的に踏襲していくとともに、呼称の変更や諸室の変更等、新たに生じた要因に伴い計画の改定を行うこと」をご確認いただき、計画書の修正案に対して委員からご意見をいただきました。

委員からは、市民ホールの貸出エリアの想定に関するご意見等があり、これらについては、資料2-3「市民ホール管理運営実施計画（案）」に反映し、修正させていただきました。計画書の修正箇所は下線で表示したとおりでございますが、主な内容としては、呼称の変更、諸室の変更、法律改正による変更等の時点修正でございまして、必要最小限の修正とさせていただきます。

なお、資料2-3には（案）とありますが、本日の管理運営専門分科会及び整備推進委員会への報告の後、市の内部決裁を経て、策定とさせていただきたいと思っております。

（3）「市民ホールの設置条例について」及び（4）「運営体制について」においては、設

置目的、開館時間、休館日、運営体制について、管理運営実施計画に示すそれぞれの内容をご確認いただくとともに、委員の皆様幅広い視野からご意見をいただきました。これらの意見をもとに、設置条例の制定に向けて、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

「第1回会議の概要について」の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【大石分科会長】

ただいまの事務局からの説明について、いかがでしょうか。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【全委員】

意見なし。

【大石分科会長】

それでは、「第1回会議の概要について」は、事務局の提案のとおりと決定し、この後の整備推進委員会へ報告させていただきます。次の議題に移りたいと思います。

議題の(2)「利用料金、減免について」を事務局の説明をお願いします。

【湯川係長】

資料3-1「利用料金、減免について」をご覧ください。

施設の利用料金、減免については、芸術文化創造センターの管理運営の中でも検討がなされており、これまでの検討経緯を「1 管理運営実施計画における整理」及び「2 平成26年度管理運営専門分科会での意見」の中でまず確認させていただき、利用料金の試算までを初めに説明させていただきます。利用料金の協議の後、減免についての説明をさせていただきますと思います。

はじめに、「1 管理運営実施計画における整理」ですが、(1) 利用料金については、適正な受益者負担の考え方を基本としつつ、市民が利用しやすい料金としていくこと、また、ロビーや広場等も有料施設の対象として検討することが管理運営実施計画内で整理がなされています。

(2) 減額・免除については、芸術文化関連事業を対象とした利用料金の減免のあり方についても検討すること。また、減額・免除制度を設定する場合は、特定の団体に対して減免を行うのではなく、事業目的や内容等を審査し、減免率を検討するとともに、減免をした事業に対して、きちんと評価を行う仕組みづくりも考えていくことが管理運営実施計画内で整理がなされています。

次に、「2 平成26年度管理運営専門分科会での意見」をご覧ください。

(1) 利用料金については、受益者負担の考え方の必要性をうたう意見がありつつ、料金に差を設けるべきかどうか等の意見がございました。

(2) 減額・免除については、減免の是非について双方の意見があり、行政も免除でなく減額にすべきとの意見がありました。また、料金の減免という考え方でなく、料金を助成するという考え方もあるのではないかと意見もありました。

次に、「3 利用料金（平日・全日利用）の現時点での試算」をご覧ください。

利用料金の現時点での試算として、小田原市が定めている「受益者負担の在り方」の考え方に基づく試算と、近隣施設の利用料金と比較した試算を行いました。

はじめに、(1) 小田原市の受益者負担の考え方に基づく試算では、小田原市の「第2次行政改革実行計画」の中で、「市が提供するサービスは、市民に納めていただいた税金で賄うのが原則であるが、全て税金で賄うとサービスを受ける市民（受益者）と受けない市民との不公平が生じることから、特定の受益者がいる場合は一定の負担を求める必要がある」とされており、市民ホールの場合、人件費、物件費、維持補修費等の管理運営費の50%を利用料金収入で賄うことを基本とする考え方に基づき試算を行いました。

現時点での施設の全国平均の維持管理費単価や市民ホールの想定面積等を用いた試算では、利用料金で賄うべき金額は、約1億7千万円/年と試算しました。これに、近隣施設の稼働率等を参考として、大ホール、小ホール、その他ギャラリー等の利用料金を試算すると、大ホールで22万円程度/日、小ホールで7万円程度/日、その他ギャラリー等で17万円程度/日となり、合計で1日あたり46万円程度の利用料金収入が必要であるとの試算となりました。

なお、この試算は現時点での理論値でありますので、今後、実施設計が完了し、維持管理費や補修費等が明らかになった時点で、その数値に基づき改めて試算を行う必要があると考えております。また、その他ギャラリー等については、今回調査した近隣施設の諸室構成がそれぞれ異なり、稼働率等もまた異なることから、今後、精査が必要と考えております。

続いて(2) 近隣施設の利用料金との比較に基づく試算では、近隣5施設の利用料金（平日の全日料金）の1席あたりの料金や平米あたりの料金の平均値を求め、市民ホールの想定席数や想定面積をかけあわせて試算したもので、大ホールで13万円程度/日、小ホールで3万円程度/日、その他ギャラリー等で3万円程度/日となり、合計で1日あたり19万円程度の利用料金収入となりました。

以上の試算結果を参考としつつ、市民ホールの利用料金の算定方法について、受益者負担の考え方か、近隣施設との比較に基づく考え方か、あるいはその他の考え方によるべきか、また、平成26年度の未了の検討事項である、料金差を設けるべきかについて、委員皆様のご意見をいただければと思います。

利用料金までの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【大石分科会長】

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

その前に、本日欠席されている鈴木委員と外郎委員のご意見を事前に聴取されているの

であれば、ご報告いただけますか。

【湯川係長】

鈴木委員からお預かりしたご意見を申し上げます。

「利用料金差というのは平日と土日の差がもっとあるべきだと思う。平日は料金を比較的安く設定をして市民の利用を高めたらどうか。」「利用料金の設定にあたっては現在の市民会館の利用状況を分析し、その上で市民ホールの利用見込みを想定しながら慎重に進めていただきたい。」との旨のご意見をいただきました。

次に、外郎委員からお預かりしたご意見を申し上げます。

「市民ホールを運営するにあたりコンセプトが大事である。単に収支や近隣施設の利用料金等の観点からではなく、市の文化、経済、観光、教育などへの波及効果を総合的に見て市民ホールの利用料金や減免を考えるべきである。」との旨のご意見をいただきました。

さらには、「文化への支援は長期的な取り組みとなる。市として文化支援の目的を持って継続的な支援をしてほしい。利用者が利用しにくい料金では結局のところ利用率が低くなってしまって人の賑わいだとか所期の目的が達成できない。人が集まり、数年後でも近隣の施設との競争力があるような料金の設定を。」との旨のご意見をいただきました。

【大石分科会長】

本日、ご欠席の両委員のご意見を報告いただきました。

ではまずは、利用料金についてご意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

【白井委員】

鈴木委員のご意見にもありましたが、こちらに出ている料金というのは平均ということでしょうか。(資料3-1を指して) 土日・祝日の料金は大体どこの館も高く設定されていますが、資料に示す料金は、平日のものでしょうか。そういう観点からの料金設定なののでしょうか。どちらかというとも市民の皆さんは、平日よりも土日の利用が多く利用されると思うのですが、維持管理費の1億7千万円をどう割り振るかという疑問は多少あるかと思いません。

また、外郎委員のご意見でコンセプトが大切というのはすごく必要かと思えます。減免を考える上で、地域文化発展に関係して、意欲的なものは必要かと思えます。

【大石分科会長】

最近、高齢化社会ということも影響して、東京でも、土日だけではなく、平日の昼間の公演等も比較的多くなってきてはいるので、(従来の) 土日だけ有料の催し物が多く集中し、開催されるというのは若干変わってはきています。ただ、遠くから、広域から人を呼べるような催し物だと、平日だと旅行がてらとはなりにくいため、やはり休日、土日の催し物が多

い傾向はあります。

「土日・祝日に申し込みが集中するので、分散させるために平日と土日・祝日の使用料に大きな差をつける」という考え方は、有効でなくなりつつあると思います。

【白井委員】

しかし、アマチュアの場合ですと、土日利用が高くなってしまふ。

【大石分科会長】

市民の利用はどうしても土日に集中してしまう。市民が利用する土日料金が、プロが利用する平日料金より高くなってしまふことがいいのかと思わなくもありません。特にピアノ教室の発表会などは、どうしても子供達の学校が休みの時となりますので、小ホールなどは土日が集中してしまう。市民利用の多い土日が高くなってしまふ考え方は、逆にどうなのかと思います。他にご意見ございますか。

【梶委員】

今の意見に共感する部分ではあるのですが、資料に示されている数字を見ると（1）小田原市の受益者負担の考え方に基づく試算の料金は、利用する人にとって高く感じてしまふのではないかと印象として感じました。近隣と大きく差がついてしまふと、利用しにくくなってしまふと思いますので、十分に検討する必要があるかと思ひます。

また、その他のギャラリー、スタジオ等施設で、17万円程度/日で収入を上げていくことを考えると、リハーサル等でのスタジオの利用が多いと思ひますので、設定が高く感じてしまふと思ひます。そのあたりは他の館と合わせていかないと利用につながっていかないと思ひます。あまり高いと利用が進まず、そうすると結果的にお金が掛かってしまふということになりますので、そういう視点を持ちながら利用料金を決めていく必要があると感じます。

【大石分科会長】

ギャラリーやスタジオは、どちらかという和有料の展示会などの民間企業の利用はあまりないかと思ひます。市民の方々が、ご自身が撮影した写真を多くの方々に見てもらう場合に利用されることが多いですし、スタジオ等も地元の市民の方々が練習に利用されることが多いかと思ひます。ギャラリーやスタジオについては、市民の方々がほとんど利用されることを想定して、出来るだけ市民に負担がかからないような料金設定を検討していく必要があります。

他にご意見はございますか。

【関口委員】

利用料金については、とにかく安いことに越したことはないが、逆に安ければ運営が厳しくなってしまうと思う。市民が利用する場合の利用料、一般の興行が利用する場合の利用料に明確な差をつけるなど、個々の料金設定を考えていく必要があるかと思う。市民が利用する場合は、大ホールを利用するよりも小ホール等の利用が多くなっていくかと思う。市民のためには出来るだけ安い利用料が望ましいとは思いますが。

【大石分科会長】

利用料金が安い方が市民の利用を考えると望ましいが、とは言ってもあまり収入がないと市の財政に負担がかかってしまい、回りまわって市民への間接的な負担になってしまうので、バランスが大切というご意見かと思えます。

利用料金の設定に関しては、極端に安いというのは好ましくありませんが、比較的市民の方々が使いやすい金額設定が必要だというのが、委員全員の意見であると思えます。

一つの考え方としては、平成26年度の分科会に出ている意見として、公演事業でも入場料金を取る、取らないで利用料金を変えるとか、営利目的、非営利目的によって変えるとか。これまで数十年間当たり前のように採用されてきた料金設定の基本的な考え方がありますが、これに関しては、現在の状況、小田原市民の利用状況を思い浮かべて、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思えます。

催し物がある有料公演なのか、無料公演なのか、営利目的なのか非営利目的なのかによって、主にホールの利用料金の違いを作っておくということに関してご意見をいただきたいと思えます。

【梶委員】

東京文化会館は、三段階で入場料の金額で利用料金差をつけています。営利団体か非営利団体かでは分けてはいません。また、大ホールについては分かれてはいるが、小ホールについては分かれてはおらず、一律でお貸出ししています。大ホールについては、ほぼプロの方の利用のみとなっており、小ホールについては、アマチュアもプロも利用されますが、料金の設定差はなく同一の利用料金としています。

入場料金の有無での利用料金の金額設定の差については、市民ホールの場合であれば、あってもいいのかなとは感じます。営利団体、非営利団体という部分については、少し難しい部分もあるかと思えますが、有料公演なのか無料公演なのかで設定が変わっていても、皆さん納得できるのではないかと思います。

【大石分科会長】

ありがとうございます。白井委員はいかがですか。

【白井委員】

利用する側からすると、有料公演と無料公演で設定の差があると有難いと感じますので、利用料金に差があっても良いと思います。また、有料公演の場合でも入場料の金額の段階差、例えば500円か3,000円かによっても、利用料金の差があるといいかとは思いますが、営利、非営利という部分については難しいので、よくある入場料金の金額による利用料金の設定でもいいかとは思いますが。

【大石分科会長】

現在の市民会館もそうですね。関口委員はいかがですか。

【関口委員】

現在の市民会館がだいぶ古くなっているの、行政もだいぶ遠慮しがちな料金設定としている印象がある。市民文化祭についても利用料金は、市主催のため無料となっている。会場を使用するのであれば、利用料金を払うのは当然なことではあるので、あまり安く設定してしまうのも好ましくはないかと思われる。細かく設定をすることは難しいかとは思いますが、入場料の有料、無料の公演が、一律にはならないような配慮は必要であると、一市民としては思います。

【大石分科会長】

複数日連続してホールを借りる時、準備やリハーサルで利用する日の料金と本番で利用する日の料金に差をつける考え方は一般的です。収入がある日なのか、ない日なのか、ということですが。

有料か無料かということに関しては、有料である（収入がある）催し物に関しては、無料（収入がない）の催し物とは違いをつける必要があるというのが、皆さんのご意見で一致している部分かと思えます。

また、梶委員のご意見にもありましたが、営利か非営利かという部分に関しては、誰がどのような基準で判断するのかというのがなかなか難しくなる。市民の文化活動が、必ずしも営利ではない部分もある。例えば、年配の方や子供たちを喜ばせるためにやっているコンサートもあるので、営利、非営利の線引きが難しくなっているというのは、皆さん共感できる部分ではあるかと思う。営利、非営利の差は、設定からは外しても良いかと思えます。

そして、白井委員のご意見にありましたが、有料だけれどもチケット料金の差によって利用料金に段階をつけるというご意見についても、東京のプロが取れる入場料金と小田原市の劇団が取れる入場料金が同じというわけには中々いかないかと思えます。細かな分類の仕方というのはいろいろあるかとは思いますが、入場料金によって、利用料金も変えるということは一つの考え方としては採用するというところでよろしいのではないのでしょうか。

【関口委員】

致し方ないですね。

【大石分科会長】

現実論として、市民からの理解を得る必要がありますね。

【関口委員】

立派な市民ホールが建ちますので、市民の皆さんも理解していただきたいですね。行政の理解の上に決断も必要かと思います。

【諸星担当監】

分科会長、よろしいでしょうか。

小田原市の公共施設の料金設定の中で、営利か非営利かというのを判断基準に設けている施設は1か所だけとなっています。それ以外は、入場料金を取るか、取らないか、入場料金がいくらか、あるいは物販が伴うかどうか、というところで判断しています。やはり営利か非営利かという部分を見分けにくいという部分があります。一番最近にできた施設の中でもそれは採用していないところです。ただ、営利か非営利で判断し、利用料金に差がある施設で運営をしていた経験から見ると、まったく不可能ではないわけではないと思いますし、条例の中に記載し、現在もその施設については引き続き運営をしています。ただ、多数派ではないということと、今日の文化活動の在り方、市民活動の在り方を考えると、多分判断がなかなか難しいというところがあるかと思います。

一方で、全体を眺めた時の判断を考えますと、営利、非営利の入り口の判断がない状態で、入場料金の金額を判断するということを考えますと、白井委員がお話しされていた部分が該当するかと思います。どちらかという、アマチュアに厳しいと言うか、アマチュアの負担が大きくなりやすくなり、営利事業には利用しやすい料金設定になりやすいことになるかと思われま。事業だけで考えると負担は同じかと思うが、そこは考え方にもよるかと思われま。アマチュアの利用と比べ、企業の利用の方が利用しやすいのは明らかかなと感じております。

【大石分科会長】

営利、非営利の考え方ですが、催し物自体が営利、非営利という考え方と、主催者が営利企業か、非営利かというところの大きく分けると2つあるかと思いますが、いまお話しただいた施設についてはいかがですか。

【諸星担当監】

判断の入り口としては、主催団体がどちらか、またその事業がどちらかというところがあります。民間企業が利用しても、催し物がチャリティーであるとか、それ自体が営利で

はない場合やそれ自体が本業ではない場合であるとかというようなところで判断しています。興行主の人たちがプロモーターとして利用する場合は、明らかに営利と判断します。判断が難しい部分もありますが、民間企業であっても市民の何か利益還元のようなものとして、社会貢献活動のような催し物を行うケースもあり得ますので、その場合は民間企業が利用をしても非営利と判断されます。

【大石分科会長】

逆に言うと、非営利の方が優遇されるという規定を設けてしまうと、民間企業の非営利事業での利用がされやすくなり、市民から見ると反対の結果になってしまうということもあるということでしょうか。基準がない方がむしろ、市民からの理解が得やすいのではないのでしょうか。

【梶委員】

東京文化会館では、営利、非営利で分けているものと、芸術文化団体が使用する場合とそうでない団体が使用する場合とに分かれています。芸術文化団体のほうが、利用料金が高いです。どうしてかと考える部分もありますが、条例に基準を載せていくと考えると長期的な視野を持って決めていく必要があるのではないのでしょうか。

営利、非営利で考えると、芸術文化団体のほとんどが非営利団体となります。それと一般の市民の皆さんが楽しむ部分については、営利団体が使用する場合もありますので、その部分の差をどのようにつけるかということになります。慎重に決定する必要があるかと思えます。

【大石分科会長】

優遇措置や、料金設定を変えるとすると基準を明文化しないといけないという、とてもハードルが高い時代になっていることは確かですね。

【関口委員】

あまり難しいと市民が利用しづらくなってしまいますね。

【大石分科会長】

解釈の問題も出てくるかとは思いますが、難しいですね。

【関口委員】

入場料金の差で、利用料金の差はやはりあった方がいいでしょうね。一律という訳にはいかないかと思えます。

【梶委員】

アマチュアの方々の公演については、あまり高い入場料金の料金設定はされていないかと思うのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

【関口委員】

チケット料金については、アマチュアの場合、高いと売れません。高くはないけれど、枚数を売るのはしている。採算は取れないけれど、主催団体の関係者からお金を徴収することは無いようにしています。

【梶委員】

そうすると、入場料金によって利用料金を分けていた方が良いような気がしますね。納得しやすいですね。

【大石分科会長】

営利団体か非営利団体か、営利目的か非営利目的か、によって利用料金に違いを設けることに関しては、営利、非営利の判断基準を明確にできるかどうか。検討課題としておきます。有料か無料かについては、利用料金の違いを設定し、さらに入場料金の額によっても違いをつける。そういう方向でいきたいと思います。

ホールだけではなく、現在の設計ではギャラリーの部分が正面にあり、特徴の一つとなっています。利用料金に関しては事務局が提示している料金よりも気持ち抑え目にしていただきたいという感じでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

【関口委員】

ギャラリーは入場料金を取るといったことはしないでしょうから、それに見合う料金設定にさせていただいた方がよいかと思います。

【大石分科会長】

市民の皆さんが、自分達の作品をフリーに見ていただく場合と、民間企業が値札を付けて作品を販売する場合とは、利用料金を変えた方がいいということによろしいでしょうか。

続いて、減免について事務局の説明をお願いします。

【湯川係長】

資料3-2「市民会館の減免状況等について」をご覧ください。市民会館では条例で減免の規定を設けております。資料のとおり、行政利用や学校の行事の免除など、6項目が

ございます。小田原市民会館の減免状況としては、(1) 収入・減免金額のとおり、収入金額とほぼ同程度の減免を行っております。

その内容と件数については、(2) 減免事由別件数と利用件数のとおり、減免件数の内、6割程度は市の主催事業(1号)が占めており、次いで、市内の文化団体等が行う事業(5号)、学校等の文化行事の事業(2号)が減免されており、全体の利用件数の内、約半数程度が減免となっています。

次に、資料3-1の(2)市民ホールの減免の考え方につきましては、利用料、付帯設備使用料の減免がない場合は、ホールの安定的な経営につながる一方、利用者にとっては負担増となり、相反する長所、短所があります。小田原の現状を踏まえながら、市民ホールの減免の在り方として、どのような考え方が望ましいのか、委員皆様のご意見をいただければと思います。減免についての説明は以上となります。

【大石分科会長】

減免につきましては、1つ目として、新しい市民ホールを所管するセクション以外の行政部署が利用する際に、減免が必要かどうかという考え方があるかと思えます。

それから2つ目として、市民の芸術文化関連の活動をされている団体が個人で利用される場合に減免するかしらないかがあるかと思えます。文化団体として、市民文化祭等の行事での利用の際は、一つの協会、団体として減免はあるとしても、会員である団体もしくは個人が利用する場合にどうなるのかという考え方があるかと思われま。

3つ目として、学校が利用する場合や福祉関係の利用の際は減免されるかどうか。3つ目については、条例に通常組み込まれるもので、スタンダードな意見かと思うため、議論の余地はないとは思いますが。

1つ目の行政の他の部署が利用する場合と、市民が利用する場合の個人(個別団体)が利用する場合についてご意見をいただければと思います。

梶委員いかがでしょうか。

【梶委員】

東京文化会館では、行政の他の所管が利用する場合、全て支払っていただいています。本館は、自分たちの主催事業の場合も支払いは生じますので、東京都が利用した場合でも、利用料金が発生するという考え方をしてしています。お金の回し方の考え方が難しいところではあるかと思えますが、館の所管以外が利用する場合に免除となってしまうのではなかなか収入的に難しいのかなという気はしました。

個人に対しての免除は考えにくいのかなと思えます。

【大石分科会長】

白井委員はいかがですか。

【白井委員】

同じように考えます。文化団体の利用と個人の利用とではやはり違うように思います。

【大石分科会長】

いわき芸術文化交流館の場合も同じです。直営ですが、違う所管実施の行事の場合は利用する部署が予算化を行います。付帯設備を含めて利用後に料金が確定した後に数字を動かす形をとっています。利用した所管部署で予算化をして議会の承認を受け、市民ホールを利用して、料金が確定し、ホールの施設利用料の収入として入るように、数字を動かす形をとっています。考え方としては東京文化会館と同様かと思えます。

関口委員はいかがですか。行政の他の部署の利用についてはどう思われますか。

【関口委員】

非常に難しい問題です。決めづらいですが、行政が使う場合は、ある程度明確にした方がいいかと思えます。

【大石分科会長】

市が利用する部分については、事務局と市の利用部署とで相談をしながら決めていただきたいとは思っています。我々委員の感覚としては、他の部署が利用する場合は市民利用と同じように定価で利用いただけるように、利用する部署で予算化して、利用いただけると良いと思うので、市の方で準備いただけると良いかと思えます。

市民文化祭で使うときは、減免があってもいいけれど、文化団体が1団体として利用する場合は減免しないことはいかがですか。

【関口委員】

それはまた違うとは思っています。市民文化祭は、市の主催となりますので、分けてよいかと思えます。

【大石分科会長】

それでは、利用料金と減免に関しましての大きな方向性としては、各委員と私からお話したとおりになります。これを基本にして細かな部分を詰めて行きたいと思えます。他にございますか。

【全委員】

意見なし。

【湯川係長】

次回の管理運営分科会の日程ですが、2月の中旬を予定しております。皆様には改めて事務局からご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

《閉会》

【大石分科会長】

それでは、本日の議事につきましては、全て終了いたしました。これにて会議を閉じさせていただきます。本日はお疲れ様でした。

以上